

平成15年6月2日

秦荘町・愛知川町合併研究会
幹事並びに専門部会委員 様

秦荘町・愛知川町合併研究会
会 長 平 元 眞
[公印略]

秦荘町・愛知川町の行政内容現況調書の作成について

このことについて、次の事項に配慮の上、作成願いたい。

1. 調書作成の方針

行政内容現況調書の作成については、秦荘町・愛知川町が合併した際に、両町住民が行政内容(制度)の違いより、混乱したり、不利益を受けたりすることのないように、事前に調整を図るために必要な調書として作成する。

2. 調書の提出について

- ・ 現調書は、平成13年1月29日に発足した「愛知郡合併等研究会」において、平成13年5月頃に作成願ったものであり、2年が経過していることから内容を十分精査訂正の上、提出すること。
- ・ 提出期日は、平成15年6月20日までとし、各部会の正副部会長が両町毎に取りまとめの上、事務局まで提出すること。

3. 注意事項

調書の作成について、既に出来ているものを修正・追加の上、両町の各部会毎・各担当者間で十分調整し再提出願すること。

- ・ 作成にあたっては、各専門部会の正副部会長の指示に従って下さい。
- ・ 行政内容について、両町が比較しやすい調書にすること。
- ・ 行政内容に漏れがないよう注意すること。
- ・ 基準日、調査日は両町統一し、調査可能な一番身近な年月日・年度とする。
(一部、調書に鉛筆書きで記載してあるので、出来る限りその基準日等にして下さい。)